

学校と地域の連携

地域との連携を担う教職員について

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、
社会総掛かりでの教育の実現が不可欠

- 多くの地域の人々が学校に関わるようになれば、より豊かな子どもの学びが生まれる。
- 子どもの成長とともに大人達の成長を促し、地域の絆を強めていくことは、「地域が良くなれば学校が良くなる」という好循環を生み出す。



学校における地域連携推進の業務及びその担当を明確化することにより、地域の力を生かした学校教育の充実を図るとともに、学校全体の負担を軽減し、マネジメント力の向上を図ることが重要。

地域との連携を担う教職員の役割の例

- 校内・学校間(校区内)・教育委員会との連絡・調整
- 校内教職員等の支援ニーズの把握・調整
- 学校支援活動の運営・企画・総括
- 地域との連携に係る研修の企画・実施、先進校の視察 など

この他、従来、各教員がそれぞれ携わっていた以下の業務を担うことにより、地域との連携に係る学校全体の負担軽減が図られることが期待される。

- ・地域住民、保護者、関係機関等との総合窓口
- ・地域住民等が参加する授業等の調整等(キャリア教育等の総合的な学習そのもののサポート等)
- ・地域住民・保護者アンケートの作成・集計 など

地域との連携を担う教職員の位置づけに関する答申等(抜粋)

今後の地方教育行政の在り方について(答申)(平成25年12月13日中央教育審議会)

3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

(2) 地域とともにある学校づくりの推進方策

① 国の取組について

教職員等の体制を充実すべきとの意見もあり、地域との連携・協働の担当の配置を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。(略)

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて(報告)

(平成27年3月コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

IV コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

(2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

○ 継続的な取組や多くの地域の人々の参画を促していくためには、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要があり、学校組織の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。(略)

【推進のための具体的方策】

<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

◇ 全ての学校において、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、地域との連携・協働の中核となる教職員の配置を促したり、地域人材を地域連携推進員として校内に配置するなど、地域とともにある学校としての組織的・継続的な体制強化を促すこととし、そのために必要な制度面の検討も行う。その際、社会教育主事有資格者の活用も促す。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(審議のまとめ)

(平成27年10月中央教育審議会初等中等教育分科会地域とともにある学校の在り方に関する作業部会等)

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について

1. コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策

(2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

◆ 国は、地域とともにある学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化を図るため、以下の取組を一層推進する。

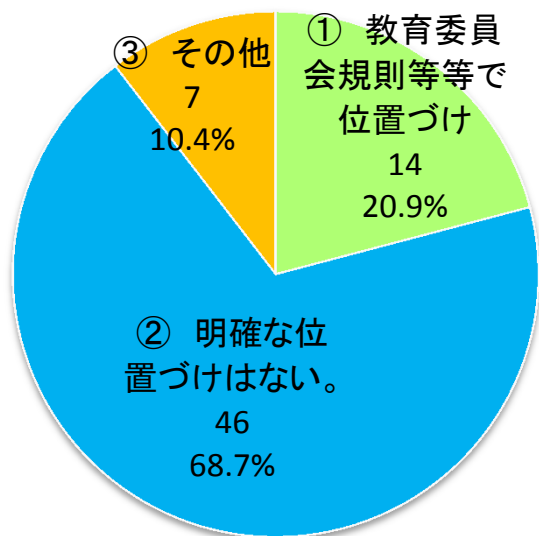
<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

・ 国は、学校と地域の信頼関係を構築し、地域の力を生かした学校教育の充実や、学校全体の負担軽減、マネジメント力の向上を図るため、

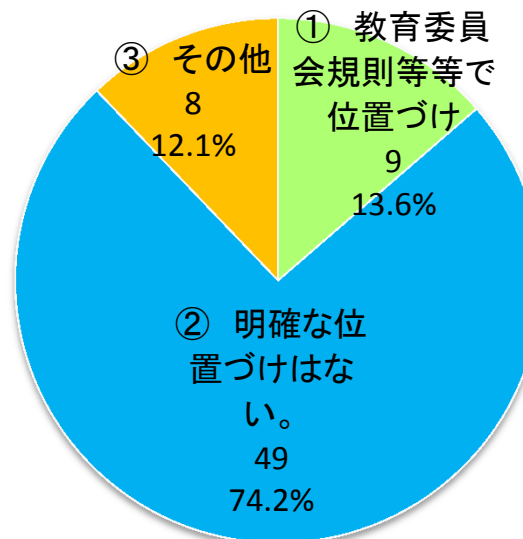
学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を法令上明確化し、校内体制の整備を図る。この際、社会教育主事有資格者の活用を図ることも検討する。(略)

地域との連携を担う教職員の教育委員会規則等での位置付け

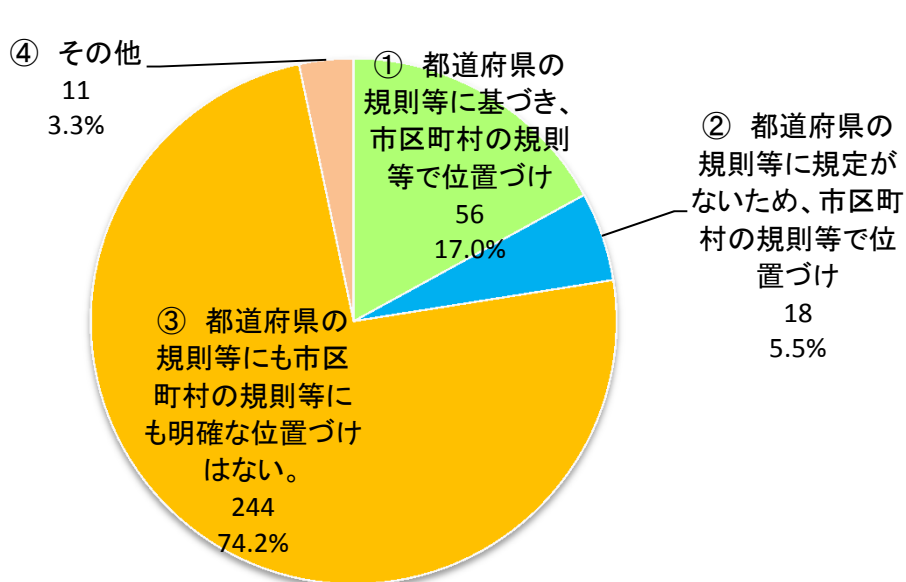
【都道府県市(小学校・中学校)(N=67)】



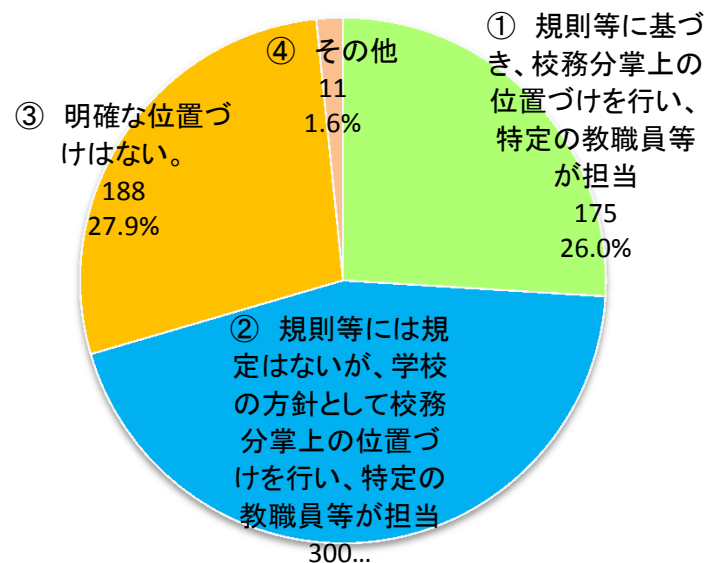
【都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66)】



【調査対象市区町村(N=329)】



【調査対象学校(N=674)】



地域との連携担当して教員を位置づけている事例

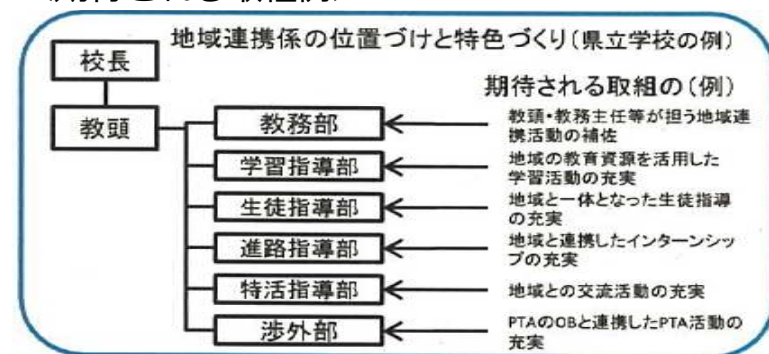
栃木県教育委員会

■地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
⇒地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
- 地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】
⇒地域人材（学校支援ボランティア等）の受け入れに関する連絡調整等
- 地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】
⇒地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等 など

<期待される取組例>

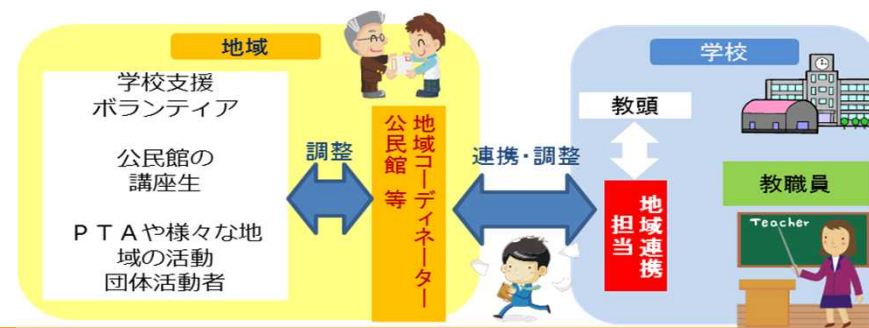


岡山県教育委員会

■成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

- 校内の地域連携情報の集約、
- 全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
- 地域（地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等）との情報交換 など



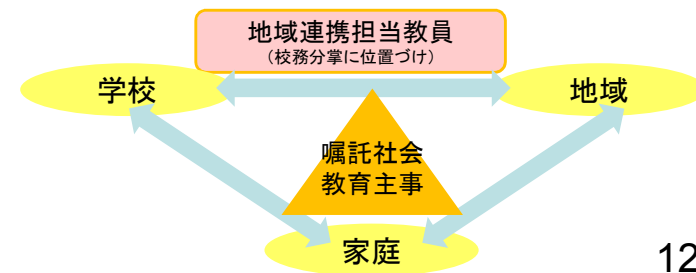
仙台市教育委員会

■地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と学校の情報共有
- 地域活動への参加
- ゲストティーチャーや地域学習の実施 など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、学校において地域連携担当教員をサポートし、教育活動の充実や地域の活性化を推進。



地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

鳥取県南部町教育委員会

- 平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

<事務職員の役割>

- 教員の業務の整理
- コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
 - ・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
 - ・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
 - ・情報発信（学校だより発行、HPによる公開）
- 学校体制の見直し など

<取組による主な成果>

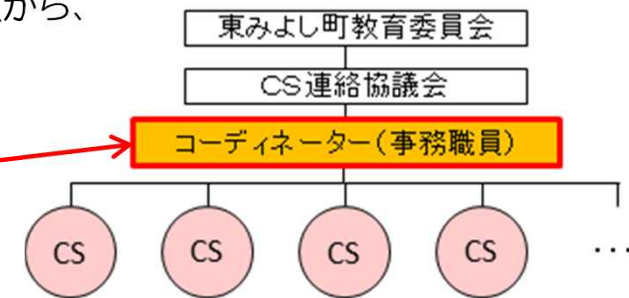
- 校間や地域との連携が円滑化
- 教員の授業準備時間の増加
- 予算確保や予算執行の円滑化
- 定期的な情報発信

徳島県東みよし町教育委員会

- クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

<事務職員の役割>

- コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
- コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
- 地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整 など

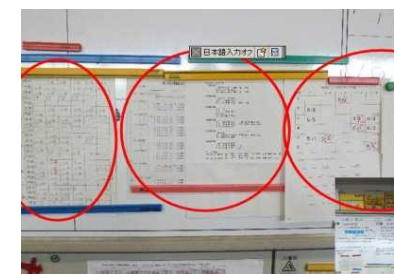


滋賀県長浜市湯田小学校

- 学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

<事務職員の役割>

- 学校と地域をつなぐコーディネーター
 - ・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
 - ・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
- 学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行） など



ボランティアのシフト表



学校情報の速やかな提供
(ブログの発信)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の役割



学校運営協議会の主な役割

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。
 - ・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。

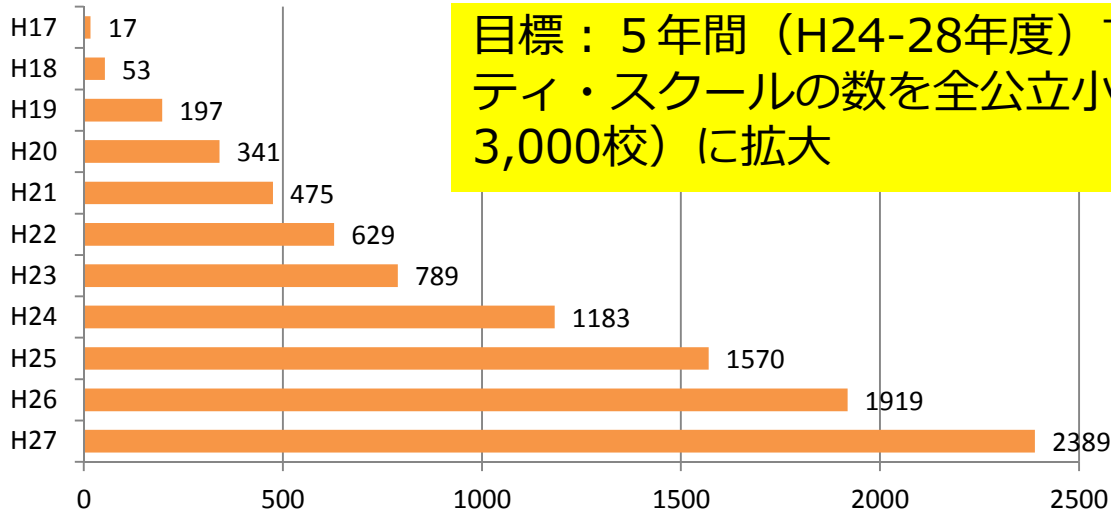
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。
 - ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」など

- 教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。
 - ・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」など

コミュニティ・スクールの現状

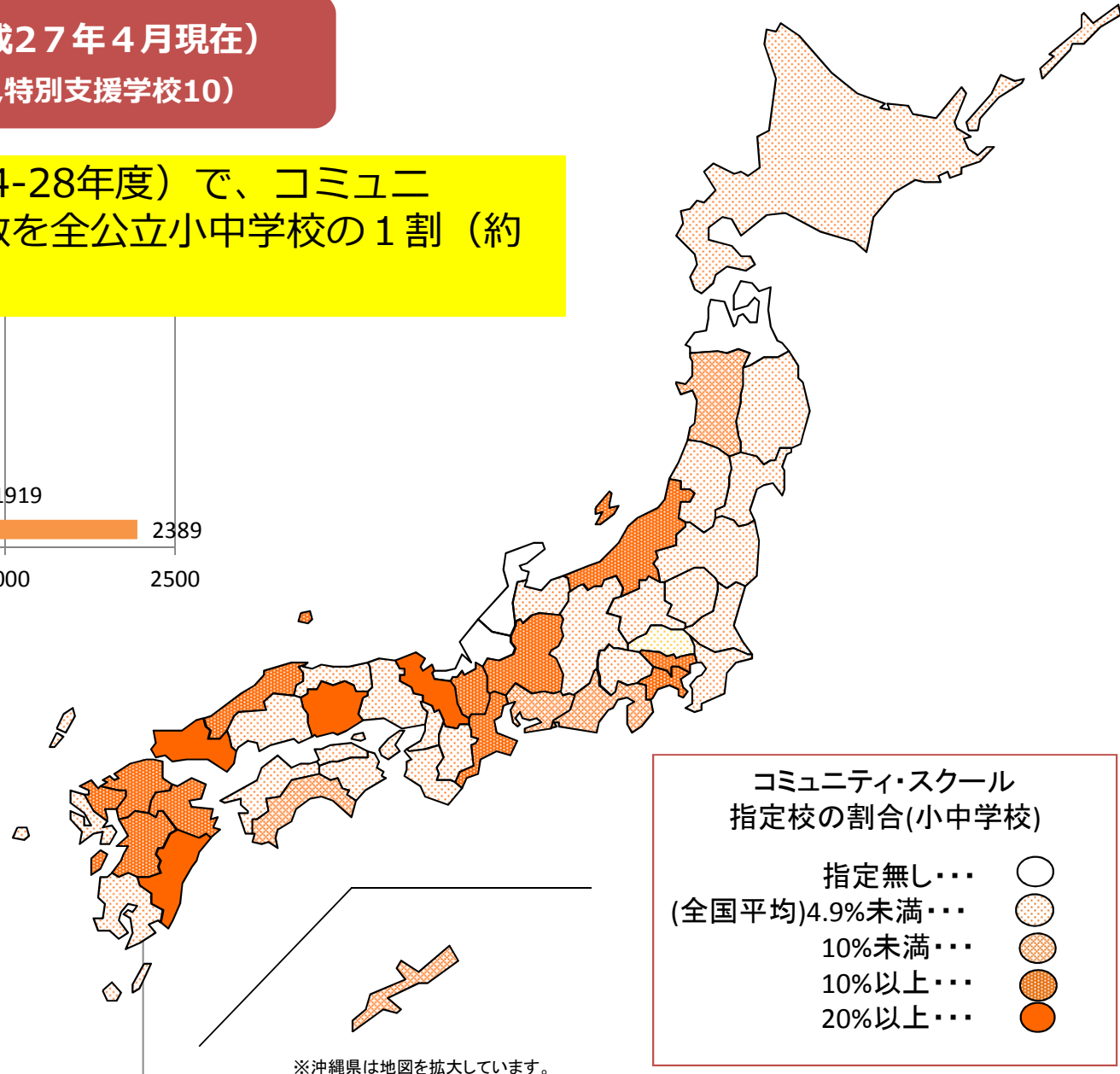
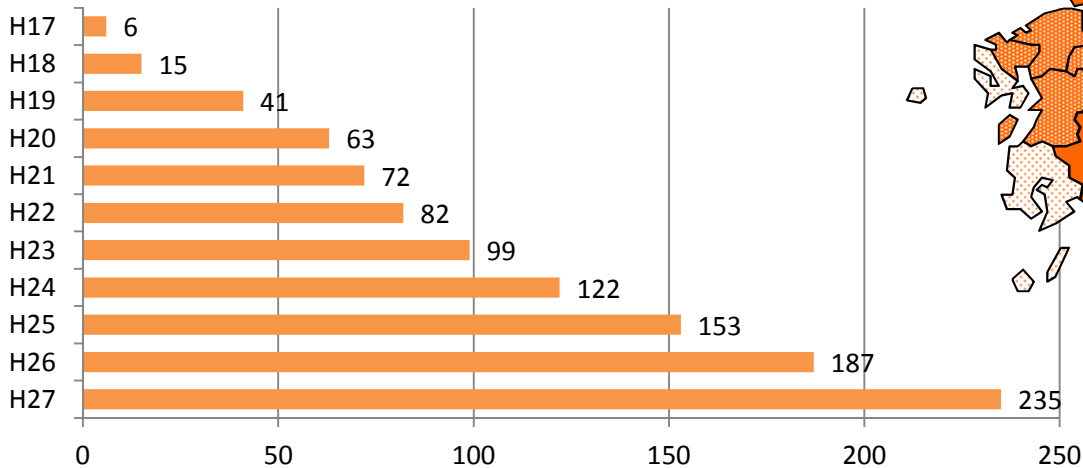
44都道府県内 2,389校 (平成27年4月現在)

(幼稚園95,小学校1564,中学校707,高等学校13,特別支援学校10)



目標：5年間（H24-28年度）で、コミュニティ・スクールの数を全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大

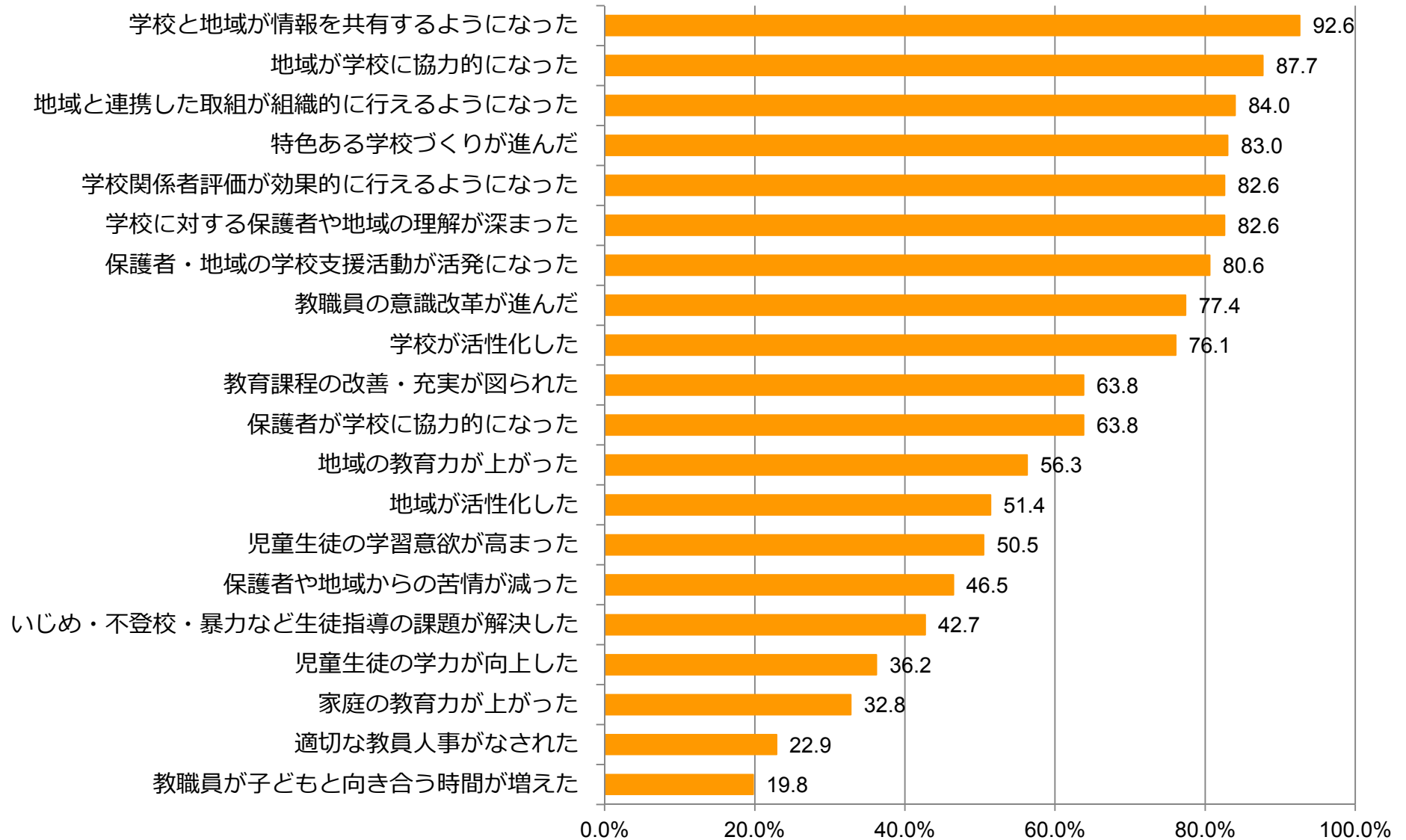
コミュニティ・スクールの学校設置者数：
5道県235市区町村



※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールの成果認識（指定校）

地域連携に関する成果認識が高く、特色ある学校づくり、教職員の意識改革など学校運営に関する成果認識と続く。



※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

補助率:国 1/3

※1

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認（必須）
- ・学校運営に関する意見（任意）
- ・教職員の任用に関する意見（任意）のほか、
- ・**学校支援活動等の総合的な企画・調整、学校関係者評価の基本方針の検討など、学校運営に関する全体的な協議を行う場に**

学校支援地域本部等

学校と地域、学校と放課後のつなぎ役

地域コーディネーター

地域コーディネーター等が主体となり、PTAや地域人材の参画を得て、各々の組織・場で取組を实践

学校の支援活動
(学習・部活動等支援、環境整備等)

放課後の支援活動
(放課後子供教室)

家庭教育支援 等

土曜授業・学習支援 等

学校関係者評価

学校関係者評価の実施



導入の促進

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ・390市区町村

※別途、教員・事務職員加配措置あり

取組の充実

- ・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり（CSディレクター配置を含む）
※2
- ・150市区町村

研修の充実

- ・学校運営協議会委員の研修等への支援
- ・都道府県・政令市・中核市：112箇所

※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

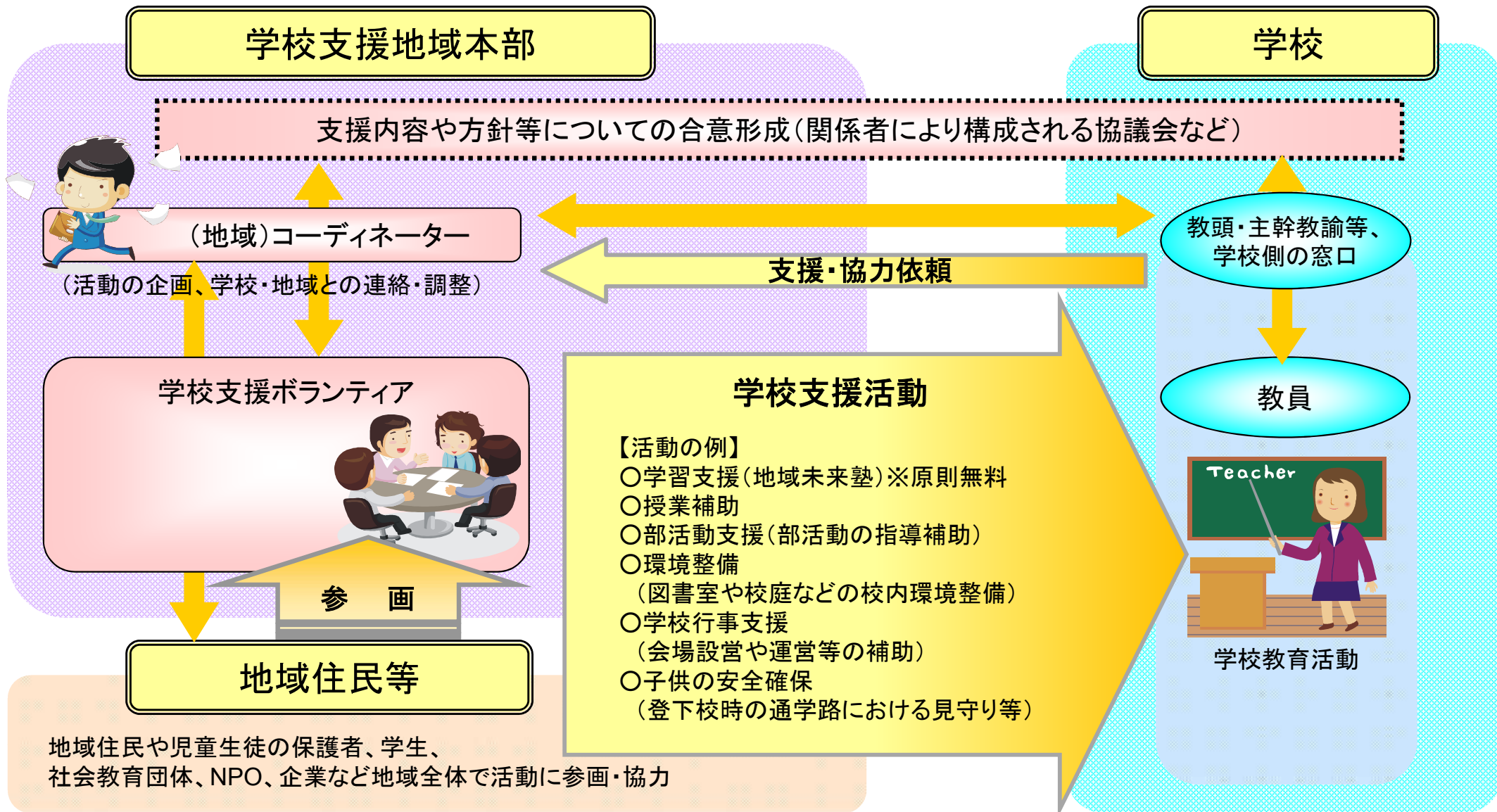
※2 CSディレクター:コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

※ 小中一貫型小・中学校においても、本事業への申請が可能。

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

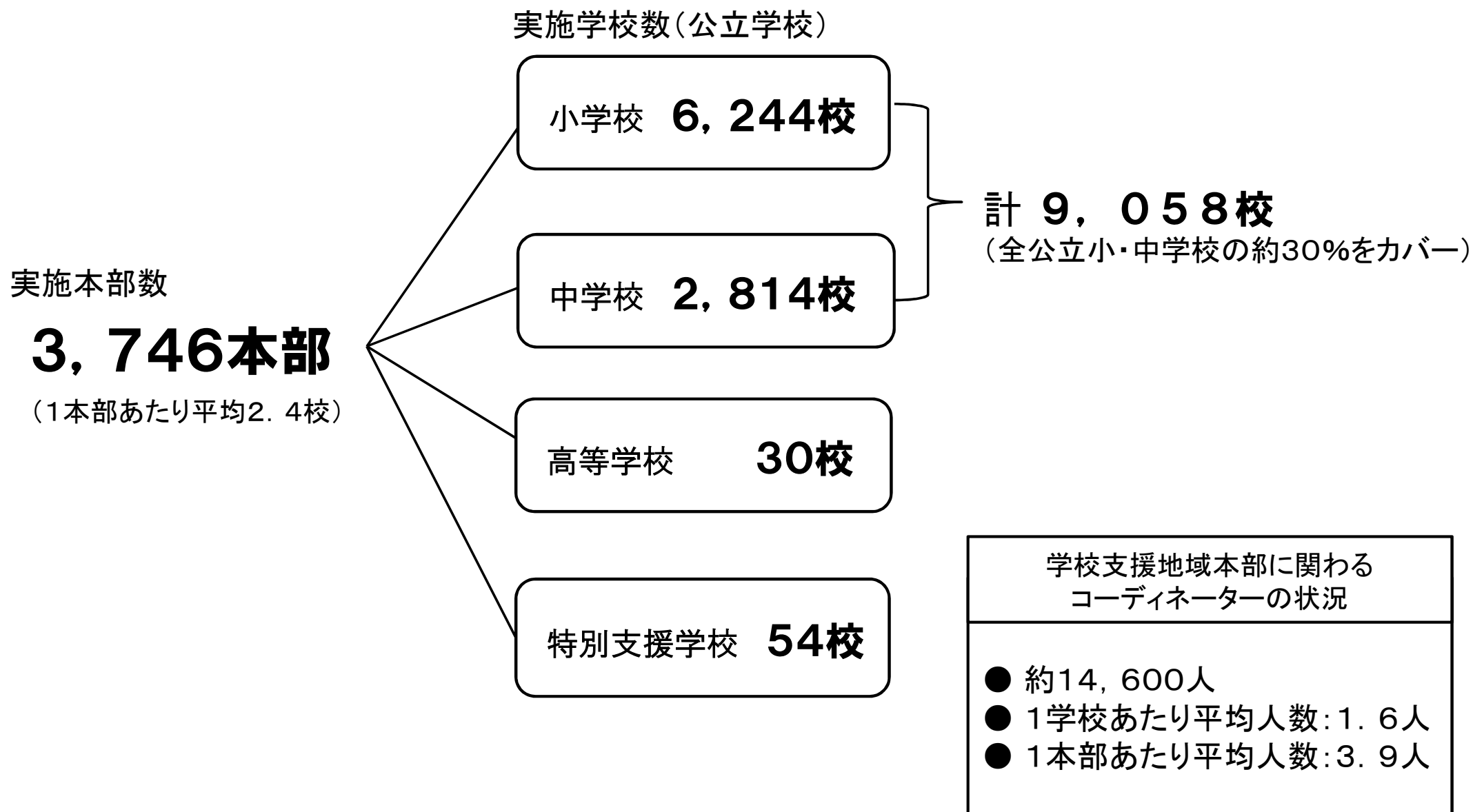
<H26年度実施状況>3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校(全公立小・中学校の30%))



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

平成26年度「学校支援地域本部」の実施状況

(文部科学省調査)



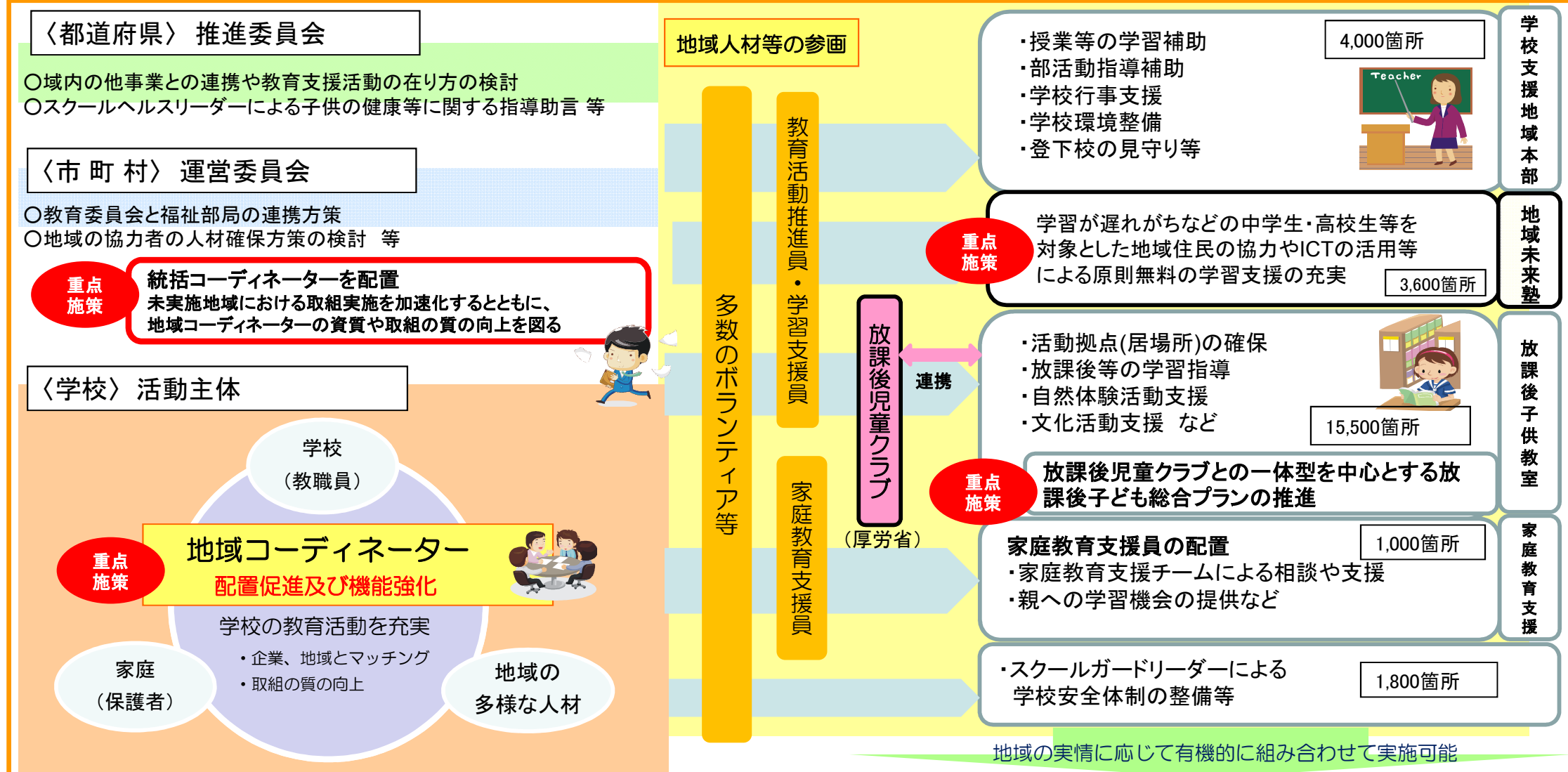
学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成27年度予算額 5,079百万円) 【補助率】
平成28年度要求・要望額 7,027百万円

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、学校と地域を繋ぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



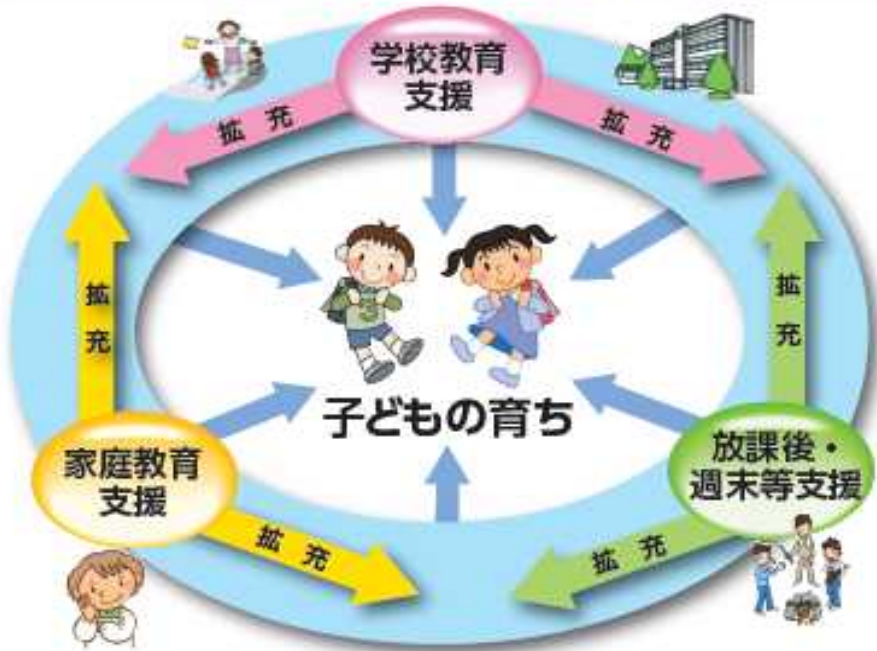
学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

学校の教育活動と放課後の支援活動の連携事例

○平成20年度から「学校支援地域本部」事業を実施。平成23年度からは「おかやま子ども応援事業」のメニューとして実施。

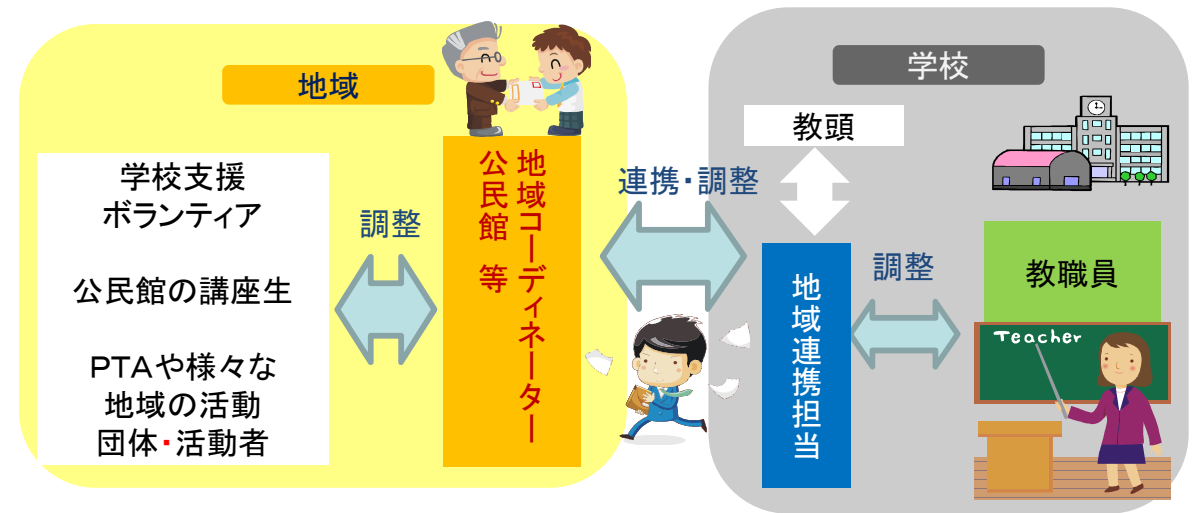
○「おかやま子ども応援事業」とは、地域住民の参画による「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「家庭教育支援」の活動を有機的に組み合わせた取組を推進し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子供を健やかにはぐくむとともに、学校力・地域力の向上を図る事業。

教育支援活動拡充のイメージ図



○学校と地域が連携していくためには、学校の組織的な体制整備が必要！

○平成24年度から学校に「地域連携担当」が位置づけられ、窓口が明確化



～取組事例～

【美咲町立旭小学校 学校支援地域の取組】

【学校教育支援】から【放課後・週末等支援】へ

★学校教育支援から放課後・週末等の取組を増やすことで、地域における子供への一貫した支援を充実することが可能に

★平成25年度からは保護者のニーズ等を踏まえ、小学校区を対象に町民センターを活用して「寺子屋あさひ」(放課後子供教室)を新規開設

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

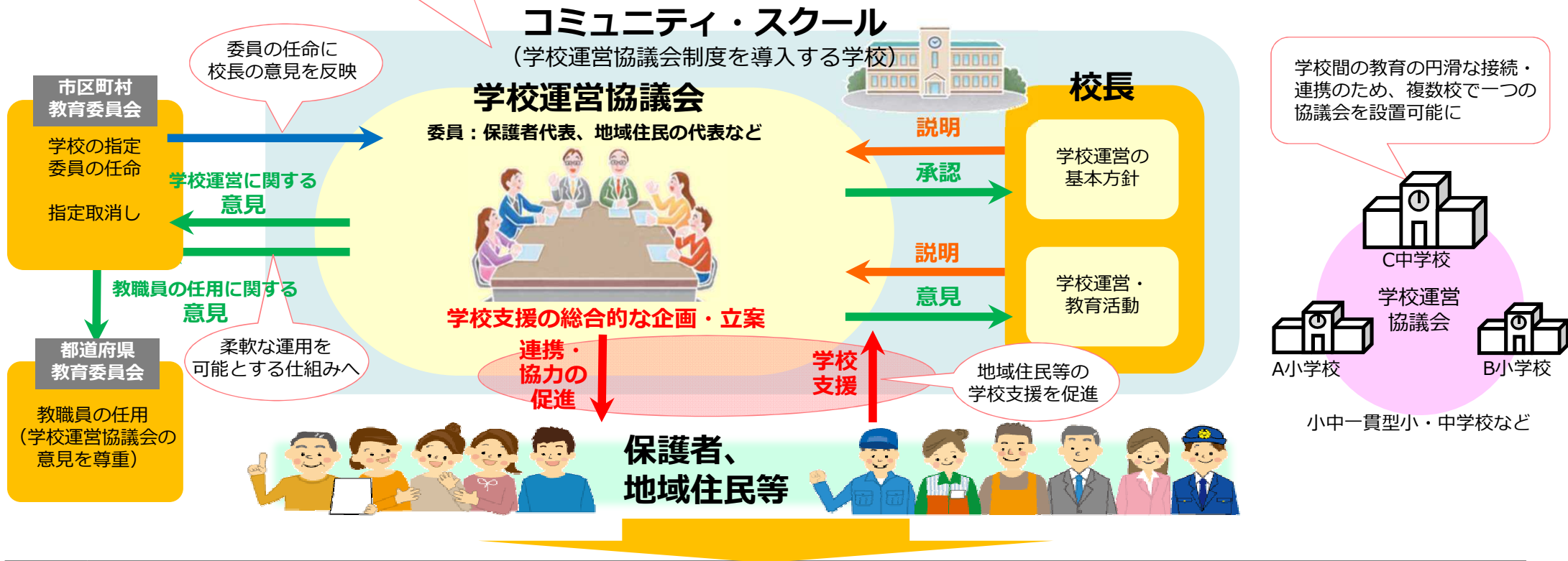
- 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『**地域とともにある学校**』へと転換。
- 学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する**観点から、コミュニティ・スクールの設置を一層促進。

基本的な
方向性

- 協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能は引き続き備えるとした上で、教職員の任用に関する意見は柔軟な運用を可能とする仕組みに
- 学校支援の総合的な企画・立案を行い、地域等における連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、委員の任命に校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など教育の円滑な接続のため、複数校で一つの協議会を設置できる仕組みに

<見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



制度的
位置付け

- 全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指す**べきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じる必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が積極的に設置の促進に努めていくよう制度的位置付けを検討**。

コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度を導入する学校)

より魅力的な仕組みへと
制度の在り方を見直し

2,389校
(平成27年4月1日)

自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について
協議し意見を述べる会議体

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な
段階(コミュニティ・スクール化)の
姿として捉えて推進

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の
土台となる大切な取組

学校関係者評価委員会

全公立学校の約94%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校評議員制度

全公立学校の約80%で実施

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校支援等の取組

公立小中学校の約59%で実施

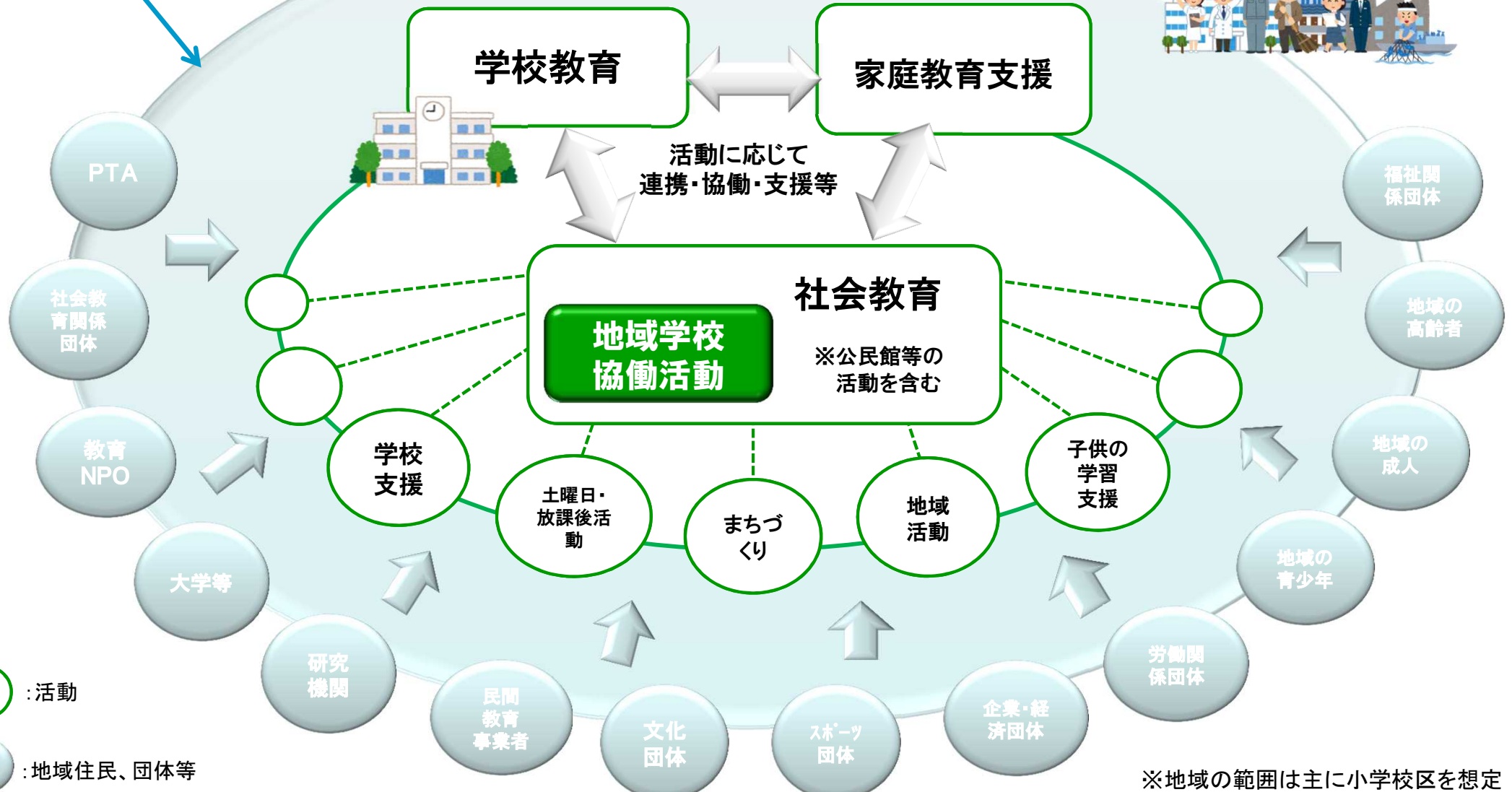
学校運営協議会と一体的に推進

**学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切**

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成

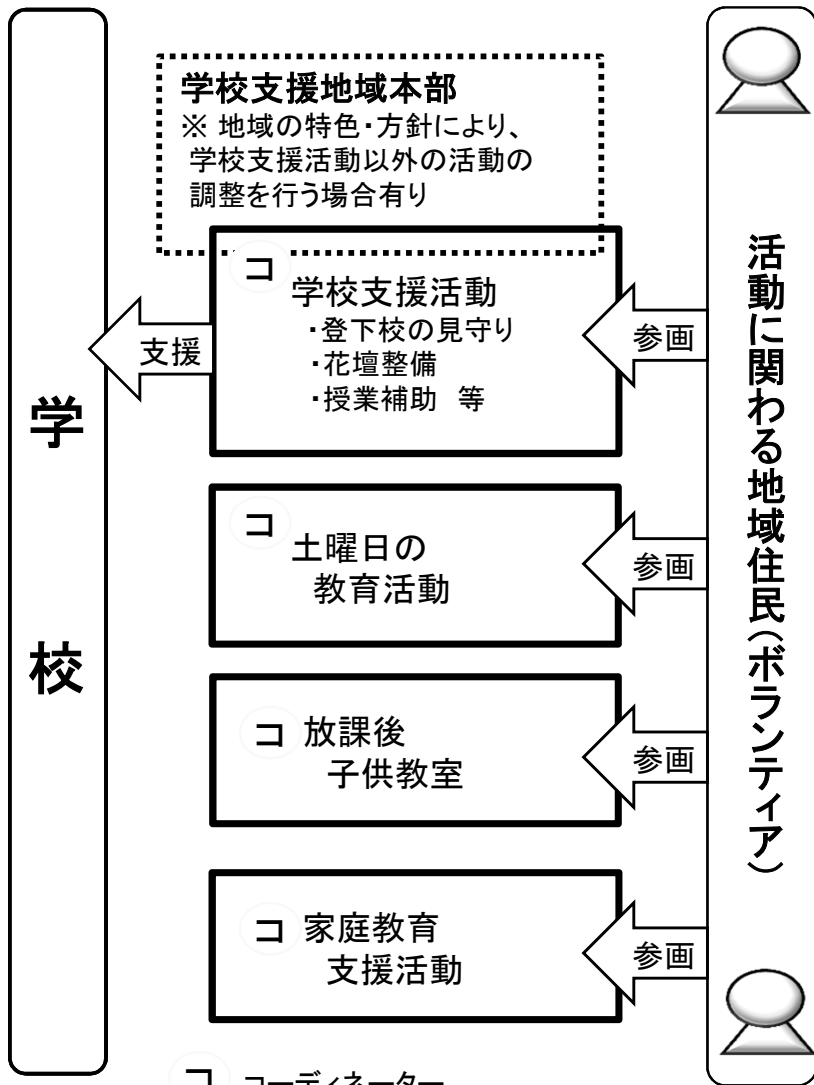


※地域の範囲は主に小学校区を想定

現在

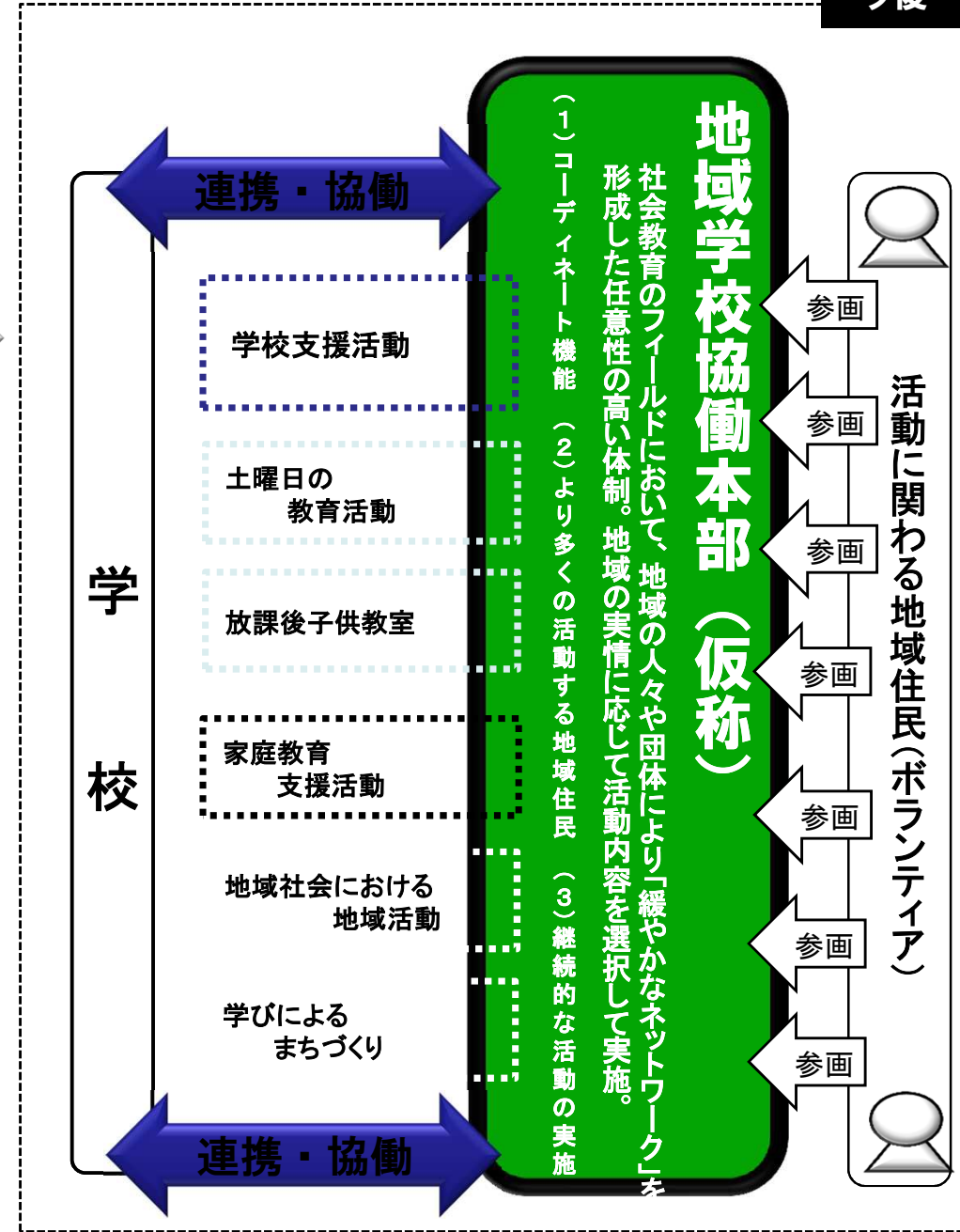
【これまでの課題】

- ・それぞれの活動ごとにコーディネートがなされ、必ずしも横の連携が十分でない。
- ・コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制がとられていない場合も多い。



- ・コーディネーター機能の充実
- ・「支援」から「連携・協働」へ
- ・個別の活動の総合化

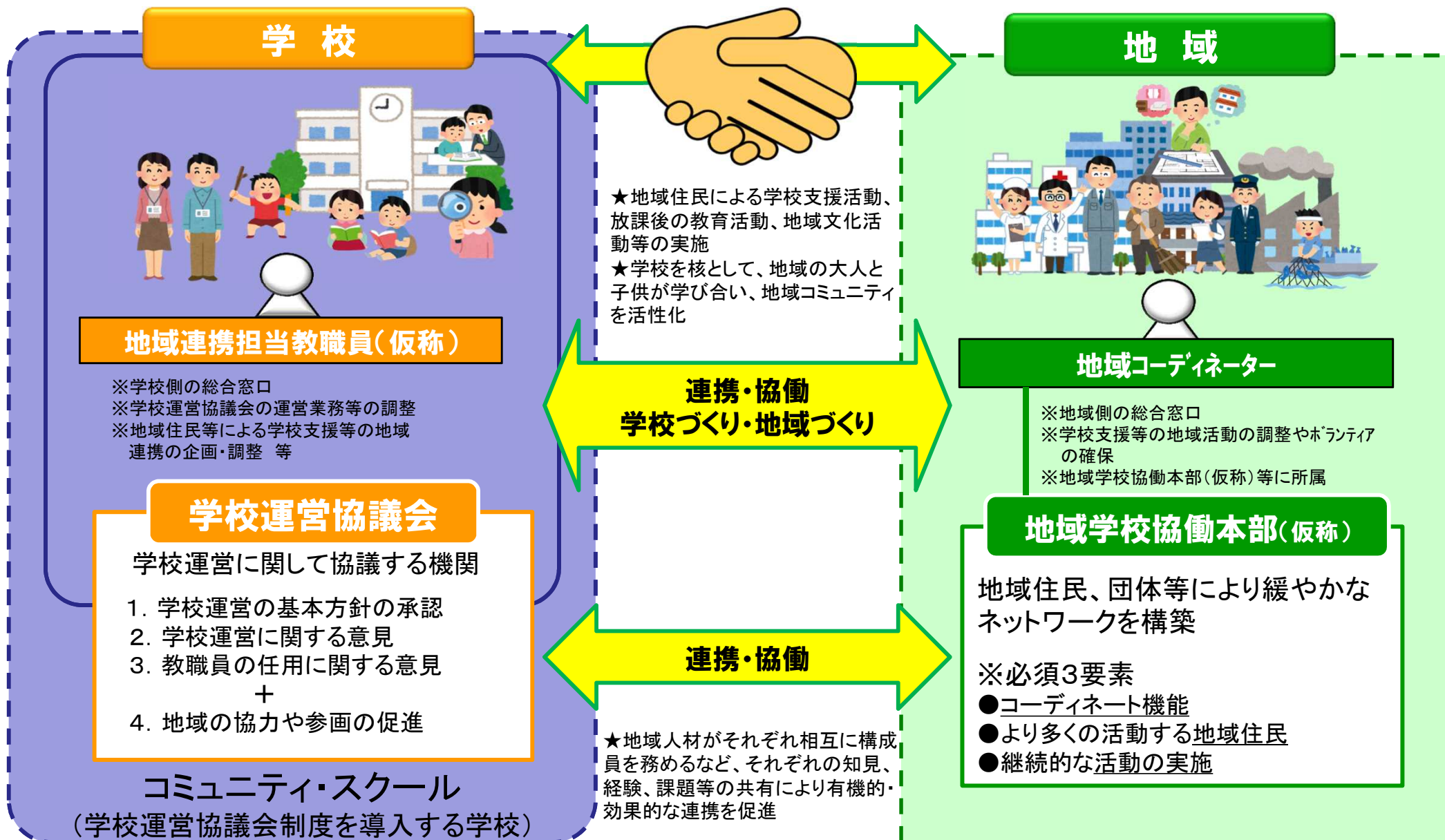
今後



学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制(イメージ案)

—パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現—

主に小学校区を想定



社会教育主事について

1 職務の概要

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う(社会教育法第9条の2第1項)。

職務の例としては、教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施や、社会教育関係団体の活動に対する助言・指導などが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

3 社会教育主事の人数

※社会教育主事として教育委員会より発令を受けた人数

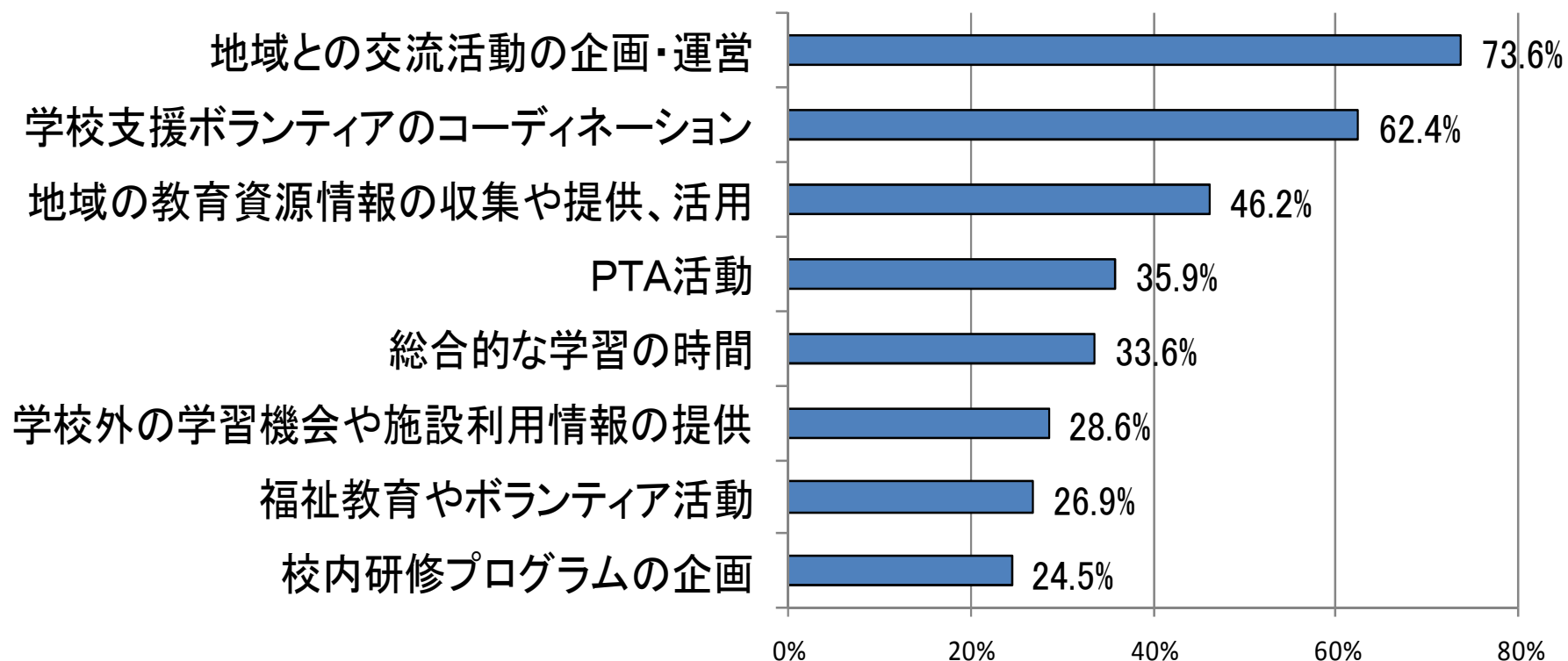
	平成17年度	平成20年度	平成23年度
社会教育主事の人数	4,119人	3,004人	2,518人

(資料)「社会教育調査報告書」
(文部科学省)

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

①有資格者教員の認識

学校で有資格者としての知識や経験が生かせる活動は何か
(複数回答)上位の回答を表示 (n=886)



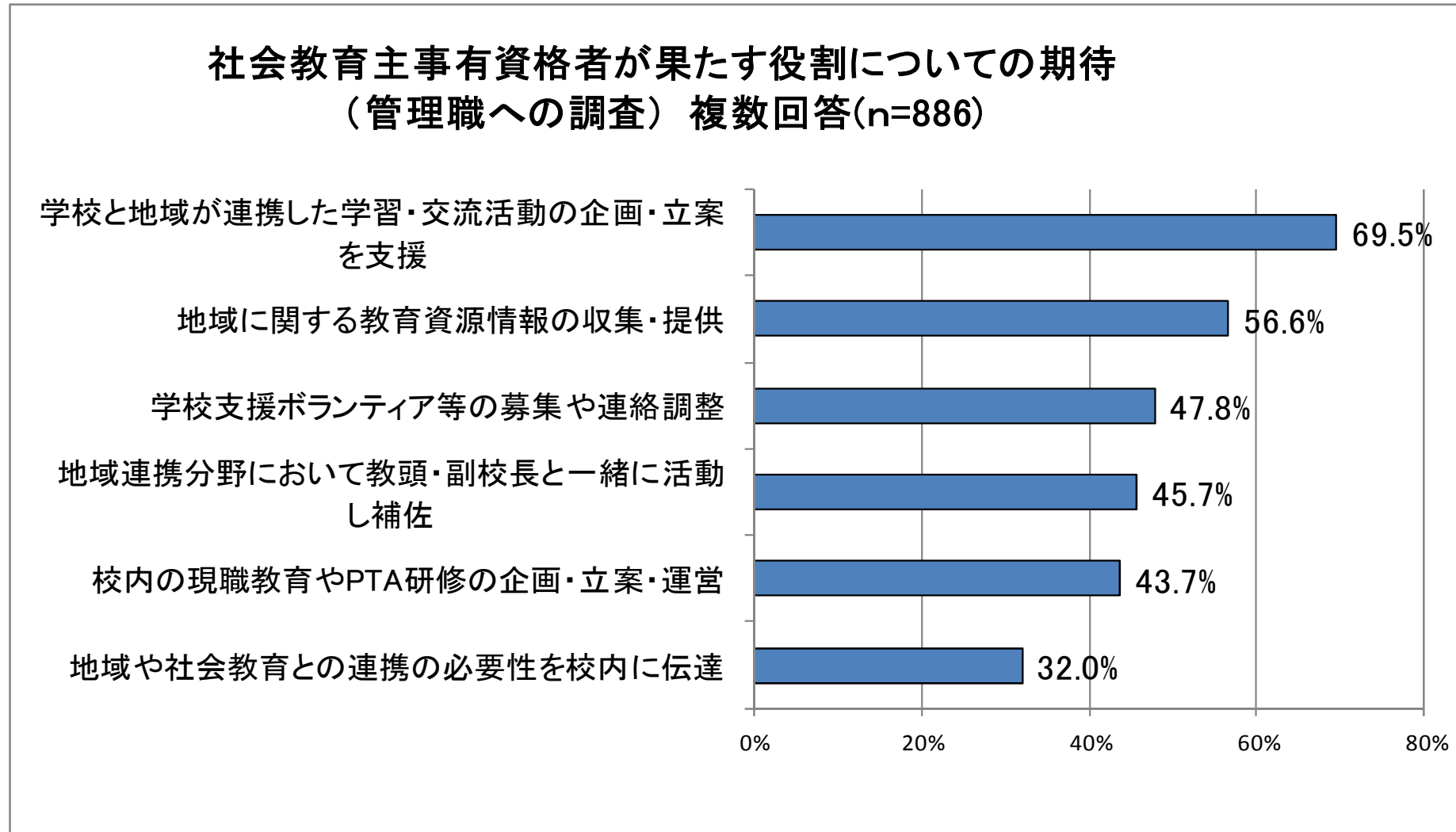
「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書(H24)より

出典：平成27年5月25日 チーム学校作業部会

栃木県教育委員会事務局生涯学習課 湯澤課長補佐 提出資料

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

②管理職の認識



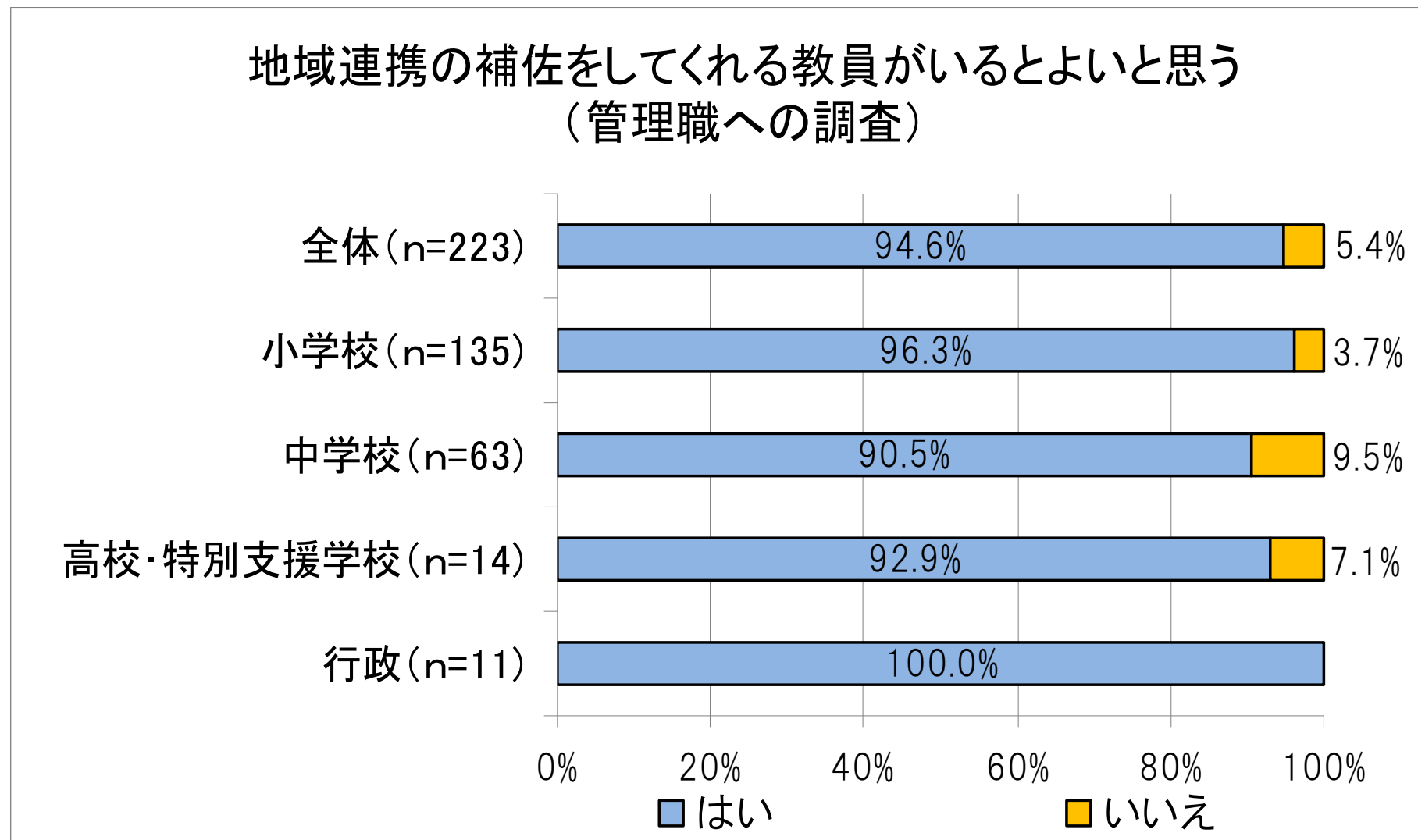
「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書(H24)より

出典 : 平成27年5月25日 チーム学校作業部会

栃木県教育委員会事務局生涯学習課 湯澤課長補佐 提出資料

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

③管理職の「地域連携補佐」への期待



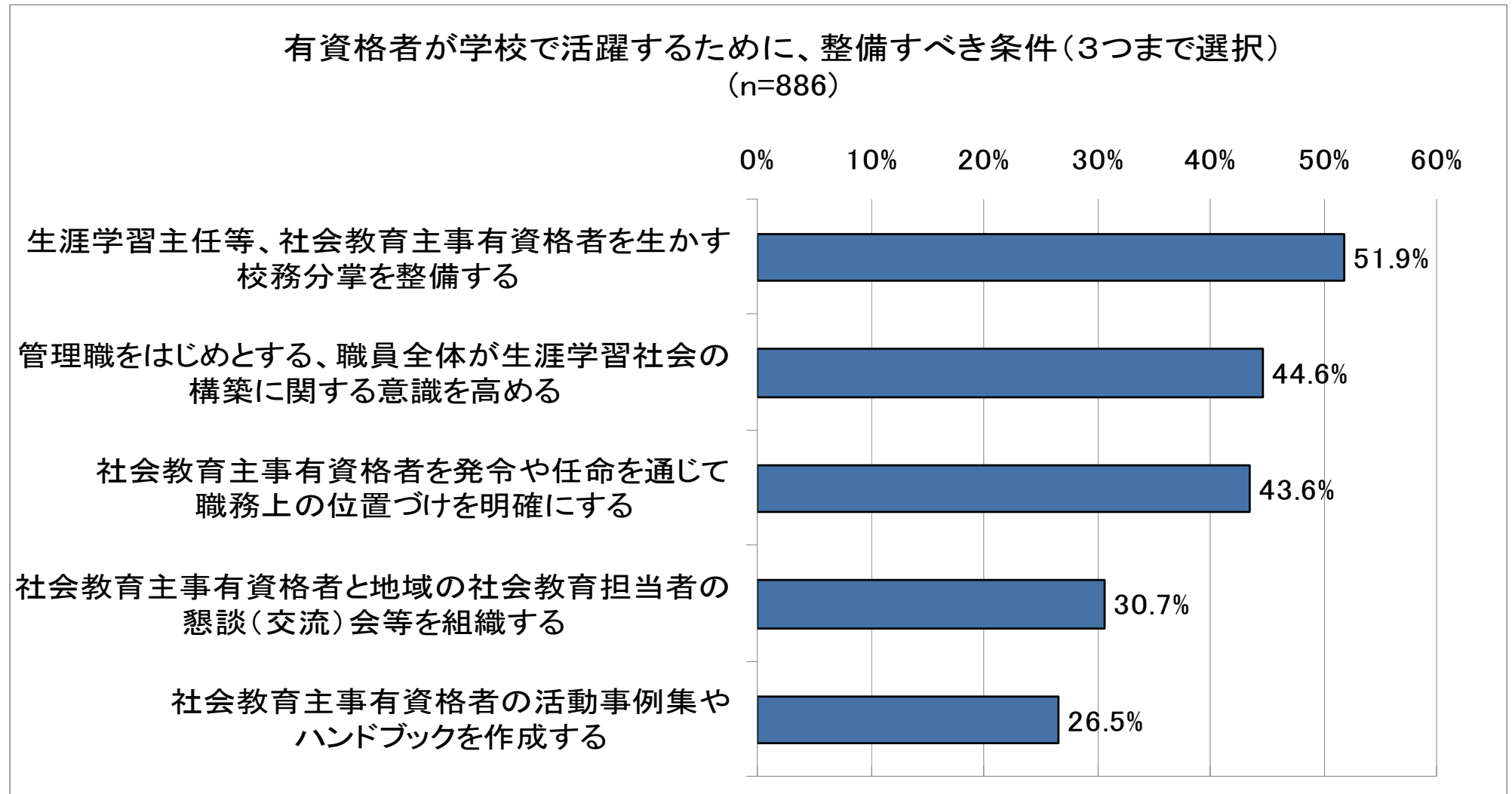
「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書(H24)より

出典 : 平成27年5月25日 チーム学校作業部会

栃木県教育委員会事務局生涯学習課 湯澤課長補佐 提出資料

社会教育主事有資格者の活用（栃木県の例）

④有資格者教員が学校で活躍するための条件整備



「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究」報告書(H24)より

地域連携教員活動支援事業の成果（栃木県の例）

『地域連携が学校経営に与える効果に関する調査研究』報告書より

H27.3：栃木県総合教育センター・宇都宮大学地域連携教育研究センター

※市及び町立小・中学校540校並びに県立学校79校の校長及び教頭（N=1,201）

【教職員】として効果があったと思われること

- ・地域素材を生かした幅広い教育活動を展開する教職員が増えた(61.5%)
- ・授業の内容が充実した(43.0%)
- ・積極的に学校支援ボランティアに依頼する教職員が増えた(41.2%)
- ・家庭（保護者）との連絡をよくとる教職員が増えた(37.3%)
- ・地域の行事に参加したり、地域の様子に関心を示したりする教職員が増えた(34.8%)
- ・学校内だけでは解決できない子どもの諸問題の解決につながった(27.3%)
- ・教職員との（または教職員同士の）意思疎通がうまくいくようになった(14.75%)
- ・程よい緊張感が生まれ、教職員のモラルが向上した(14.3%)
- ・教職員の校務の負担が軽減された(10.3%)
- ・児童生徒に対する教師の言葉遣いがよくなった(2.0%)

地域連携教員活動支援事業の成果（栃木県の例）

【学校全体】として効果があったと思われること

- ・地域の住民や団体からの協力が得られやすくなった(88.2%)
- ・学校から地域への情報発信が増えた(74.4%)
- ・学校行事に協力的な保護者が増えた(70.9%)
- ・学校の設備・施設が充実した(17.2%)
- ・校内のゴミなどが減って、学校の美化が進んだ(15.5%)
- ・教室(特別教室等)の掲示物が充実した(12.3%)
- ・学校への苦情が減った(10.8%)

【児童生徒】として効果があったと思われること

- ・しっかりとした挨拶ができる児童生徒が増えた(69.9%)
- ・地域活動に参加する児童生徒が増えた(56.3%)
- ・授業に意欲的に取り組む児童生徒が増えた(44.2%)
- ・児童生徒の自尊感情・自己肯定感が高まった(33.7%)
- ・児童生徒の職業についての意識が向上した(31.3%)
- ・学校のルールを守る児童生徒が増えた(17.1%)
- ・自分の考えや意見を分かりやすく述べる児童生徒が増えた(16.7%)
- ・乱暴な言葉を使う児童生徒が減った(7.0%)
- ・児童生徒の学力が向上した(4.6%)

地域連携教員活動支援事業の成果（栃木県の例）

【地域社会】として効果があったと思われること

- ・児童生徒や学校に対する理解が深まり、学校に協力的な人が増えた(69.9%)
- ・地域の子どもたちを地域全体で育てていこうとする意識が広がった(66.4%)
- ・地域の安全・安心が確保されるようになった(50.5%)
- ・学校支援ボランティアの人数が増えた(38.8%)
- ・地域づくり・まちづくりに対する機運がたかまった(18.6%)
- ・地域にある団体の活動が活発になった(15.2%)

人事評価・優秀教職員表彰

教職員評価の現状

- 教職員評価システムについて、全都道府県・指定都市の67教委で導入。
- 人事や給与、優秀教職員表彰、指導改善研修の認定等、教職員評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において教職員評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。
- 学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、教職員評価と学校評価が連動している教委が、67教委中39教委と半数を超えている。
- 指導改善研修の認定への教員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中17教委が実施。
- 優秀教員表彰への教職員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中21教委が実施。

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）